

虐待の防止のための指針

事業所の名称	ケアプラン ゆきよし
サービスの種類	居宅介護支援

1 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方

・当事業所では、虐待は人権侵害であり、犯罪行為という認識のもと、高齢者虐待防止法の理念に基づき、高齢者の尊厳の保持・人権の尊重を重視し、権利利益の用語に資する事を目的に、高齢者虐待の防止とともに高齢者虐待の早期発見・早期対応に努め、高齢者虐待に該当する次の行為いずれも行いません。

①身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

②介護・世話の放棄・放任

高齢者を衰弱させるような著しい減食、長時間の放置、その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

③心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

④性的虐待

高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

⑤経済的虐待

高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

2 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項

・当事業所では、虐待防止に努める観点から「虐待防止検討委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。委員会の運営責任者は、法人・系列法人の各事業所より選出された構成員の中より選任する事とする。関係する職種、取り扱う事項が相互に関係が深い場合には、他の会議と一体的に行う場合がある。委員会の構成員は以下のとおりである。

- ①施設長（ユニットリーダー以上）
- ②各事業所の代表者（生活相談員・看護師・介護職員）
- ③介護支援専門員
- ④その他必要に応じて委員長が指名した者

・委員会は、定期的（年4回）かつ必要な都度運営責任者が招集する。
・委員会の役割は以下のとおりである。

- ①委員会その他事業所内の組織に関する事
- ②虐待の防止のための指針の整備に関する事
- ③虐待の防止のための職員研修の内容に関する事
- ④虐待等について、職員が相談・報告出来る体制整備に関する事
- ⑤職員が虐待等を把握した場合に、市町村の通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関する事
- ⑥虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関する事
- ⑦再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関する事

3 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針

・職員に対する虐待の防止のための研修を実施する。研修内容は、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、虐待防止の徹底に資するものとする。

- ①高齢者虐待防止法の基本的考え方の理解
- ②権利擁護事業・成年後見制度の理解
- ③虐待の種類と発生リスクの事前理解
- ④早期発見・事実確認と報告等の手順
- ⑤発生した場合の改善策

・研修は定期的（年1回以上）実施するとともに、新規採用時には必ず虐待の防止の為の研修を実施する。
・研修の実施内容については、実施概要、出席者等を記録し保存する。

4 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

・虐待又はその疑い（以下「虐待等」という。）が発生した場合には、速やかに市町村又は地域包括支援センターに報告するとともに、市町村又は地域包括支援センターが行う虐待等に対する調査に協力する様努める。

5 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項

<ul style="list-style-type: none"> ・虐待又はその疑い（以下「虐待等」という。）が発生した場合には、速やかに市町村又は地域包括支援センターへ報告する。 ・利用者及びその家族からの虐待等に係る相談、利用者から市町村への虐待の届け出について、適切な対応をする。
6 成年後見制度の利用支援に関する事項
<ul style="list-style-type: none"> ・利用者及びその家族に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、必要に応じて、行政機関等の関係窓口、社会福祉協議会、身元引受人等と連携のうえ、成年後見制度の利用を支援する。
7 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項
<ul style="list-style-type: none"> ・虐待等の苦情相談について苦情受付窓口担当者は、寄せられた内容について苦情解決責任者に報告する。当該担当者が虐待等を行った者である場合には、他の上席者に報告する。 ・苦情受付窓口へ寄せられた内容は、相談者の個人情報の取り扱いに留意し当該者に不利益が生じないよう、最新の注意を払う。苦情受付窓口へ寄せられた内容は、相談者にその顛末と対応を報告する。
8 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項
<ul style="list-style-type: none"> ・本指針は、利用者又はその家族がいつでも閲覧できる様、事業所内に備え付ける。
9 その他虐待の防止の推進のために必要な事項
<ul style="list-style-type: none"> ・本指針で定める研修会の他、行政、地域包括支援センター、その他機関より提供される虐待防止に関する研修会等に積極的に参画し、利用者の権利擁護とサービスの質の向上の為に研鑽を図る。
10. 当指針の閲覧について
<ul style="list-style-type: none"> ・当指針は、利用者及び利用者家族がいつでも閲覧できるよう、事業所内に閲覧用ファイルを置く。ホームページでも公表する。

附則

本指針は 令和6年3月1日より施行する。